主要行等向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ　主要行等監督上の評価項目	Ⅲ　主要行等監督上の評価項目
Ⅲ－３　業務の適切性等	Ⅲ－３　業務の適切性等
Ⅲ－３－７　システムリスク	Ⅲ－３－７　システムリスク
Ⅲ－３－７－１　システムリスク	Ⅲ－３－７－１　システムリスク
Ⅲ－３－７－１－３　監督手法・対応	Ⅲ－３－７－１－３　監督手法・対応
（１）障害発生時 ①　一般的な対応 イ.コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。 なお、ｂ．及びｃ．に掲げる事案の報告においては、個人データ	（１）障害発生時 ①　一般的な対応 イ.コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（様式・参考資料編 様式４－４６）にて当局宛て報告を求めるものとする。ただし、ＤＤｏＳ攻撃事案の場合は「ＤＤｏＳ攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月 28 日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。）） 別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。 なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人

改正案	現行
等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも、１か月以内に現状についての報告を行うこととする。 ａ．ＤＤｏＳ攻撃事案　ＤＤｏＳ攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）別添様式１） ｂ．ランサムウェア事案　ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式２） ｃ．上記ａ．及びｂ．に該当しない事案　その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式３）	データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、１か月以内に現状についての報告を行うこととする。
（注１）経過措置 令和９年３月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（様式・参考資料編 様式４－４６）による報告も可能とする。	（新設）
（注２）報告すべきシステム障害等	（注）報告すべきシステム障害等

改正案	現行
その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 ａ．預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ｂ．資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの ｃ．その他業務上、上記に類すると考えられるもの をいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のＡＴＭが停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗ＡＴＭや窓口において対応が可能な場合。）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ロ．必要に応じて法第 24 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 ②　（略） （２）～（４）　（略）	その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 ａ．預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ｂ．資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの ｃ．その他業務上、上記に類すると考えられるもの をいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のＡＴＭが停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗ＡＴＭや窓口において対応が可能な場合。）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ロ．必要に応じて法第 24 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 ②　（略） （２）～（４）　（略）